

京都市都市公園条例の一部を改正する条例(平成30年11月9日京都市条例第29号)
(建設局みどり政策推進室)

都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正に伴い、公園施設の建築面積の基準の特例を定める等の必要があるため、京都市都市公園条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成30年11月9日から施行することとしました。

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年11月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第29号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第1条の3第2項中「第5項」を「第6項」に改める。

第8条の2第1項中「法第2条第2項第7号に掲げる便益施設に限る。以下「特定公園施設」という」を「法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設を除く。次項及び第10条第2項において同じ」に改め、同条第2項前段中「特定公園施設」を「公園施設」に改める。

第10条第2項中「特定公園施設」を「公園施設」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(使用料の額の最低額)

第10条の2 法第5条の2第4項及び第5条の7第3項に規定する条例で定める額は、前条第1項の規定により定められた使用料の額とする。

第11条第1項中「前条」を「法第5条の7第3項又はこの条例第10条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局みどり政策推進室)